

宜野湾市議会基本条例（解説付き）

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 基本理念

第2章 議会及び議員の活動原則

第3条 議会の活動原則

第4条 委員会

第5条 議員の活動原則

第6条 会派

第3章 市民と議会の関係

第7条 会議の公開と市民参画機会の確保

第8条 説明責任

第9条 議会報告及び市民との意見交換会

第10条 請願及び陳情

第11条 広報広聴の充実

第4章 議会と市長等との関係

第12条 市長等との関係

第13条 政策等の監視及び評価

第14条 予算及び決算における政策説明資料の作成

第15条 議決事件の追加

第16条 一問一答方式及び反問権

第5章 議員間討議による合意形成

第17条 議員間の討議による合意形成

第18条 政策討議

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

第19条 調査研究機関の設置

第20条 議員研修

第21条 議会事務局

第22条 議会図書室

第23条 予算の確保

第7章 議員の政治倫理等

第24条 議員の政治倫理

第25条 議員定数

第26条 議員報酬

第27条 政務活動費

第8章 最高規範性と見直し手続

第28条 最高規範性

第29条 見直し手続

(前文)

宜野湾市は、郷土の偉人である察度王にちなんだ羽衣伝説が言い伝えられてきた、琉球の根（ね・ねのしま・ねたて）である。1879年（明治12年）の廃藩置県後は、沖縄本島中部の政治・経済・教育の中心地として活気を呈していた。

しかし、去る大戦によりほとんどの集落が焦土と化し、中心部を米軍基地普天間飛行場として接収され、いびつな形での発展を余儀なくされた。

そのような中、基地の町としての性格を強めながら、同時に普天間を中心に都市化が進展し、1962年（昭和37年）7月1日に市制が施行され、新生「宜野湾市」が誕生し、同時に「宜野湾市議会」が設置された。

2000年（平成12年）地方分権一括法の施行に伴い、地方自治体の自主的な意思決定と責任の範囲は拡大し、市政を担う議会の役割とその責任は大きく増大している。

日本国憲法に基づく^{※1}二元代表制のもと、市民から負託を受けた議会は市民の信頼を得るべく、議会の権能である行政の監視、調査、政策立案及び政策提言のさらなる強化拡充が求められている。

我々は地域主権の時代に適切に対応し、議員個々、それぞれの立場を越えて、自由かつ熟議の^{※2}「議員間討議」によって公平・公正な合議体としての議会を構築することを誓うものである。

更に、市民に開かれ信頼される議会を実現するためにも、市民の多様な意見を把握するとともに、市民との対話を重視し情報や課題の共有、市民参加に努めなければならない。

したがって、宜野湾市議会は日本国憲法及び地方自治法に基づき、議会の基本理念、議会及び議員の責務と活動原則、市民との関係、執行機関との関係を明確にしなが、市民の負託に全力で応えることを決意し、本条例を制定する。

《解説》

前文では、本市の歴史的背景、議会に求められている役割、今後の目指すべき姿、さらには「市民に開かれ信頼される議会」の実現に向けて、市民の負託に全力で応えていくことの決意表明をしています。

《用語解説》

※1 二元代表制

二元代表制とは、市長と議会の議員を住民が直接選挙で選び、執行機関としての市長と、議事機関としての議会のそれぞれが住民の信任を基盤として、独立・対等の立場で相互にけん制し、均衡を保つことにより適切な行政運営を図る制度のことを言います。

※「議事機関」については、第2条の用語解説（※4）を参照。

※「執行機関」については、第3条の用語解説（※6）を参照。

※2 議員間討議

議員間討議とは、議員又は市長が提出する議案や市民が提出する請願又は陳情などについて、その問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深めるとともに、議会としての説明責任を果たしていくことを目的とした議員相互間における討議のことを言います。

※「請願」及び「陳情」については、第9条の用語解説（※14・15）を参照。

※3 合議体（合議制）

合議体とは複数の人員で組織され、その構成員の全会一致又は多数決で、その意思を決定する組織体のことを言い、付議された案件につき審議、審査等を行う制度を「合議制」と言います。（議会や行政委員会など）

それに対し、組織の頂点の官職1人の意志で行政機関の意思が決定される制度を「独任制」と言います。（都道府県知事や市町村長など）

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二元代表制のもと、議会及び議員の活動原則を明らかにするとともに、その他議会に関する基本的事項を定めることにより、議会がその権能を発揮し、真に市民の負託に応え、市民生活の安定及び福祉の向上並びに市政の発展に寄与することを目的とする。

〈解説〉

本条例において「議会及び議員の活動原則」や「議会運営に関する基本的事項」などを明らかにし、その趣旨に基づいて活動を行い、それぞれの役割や責務を果たすことにより、市民福祉の向上と市政の発展を目指していくことを定めています。

（基本理念）

第2条 市政における唯一の議決機関^{※4}である議会は、多様な市民の意思を市政に反映させるため広く情報を公開し、公平、公正かつ真摯な議論^{※5}を通じて、地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

〈解説〉

議会の役割と責務に関する基本的な考え方を定めています。

《用語解説》

※4 議決機関（議事機関）

議決機関とは、条例の制定その他、地方公共団体の行政運営の基本的事項について、審議し、議決をすることにより地方公共団体の意思を決定する権能を有する地方公共団体の機関のことを言い、議会がこれに該当します。

※5 地方自治の本旨

地方自治の本旨とは、「住民自治」と「団体自治」の2つの要素からなり、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的な要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的・地方分権的な要素であると言われてい

ます。

第2章 議会及び議員の活動原則

（議会の活動原則）

第3条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

- （1） 公正性及び透明性を確保するとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。
- （2） 市民本位の立場から、議会本来の機能である政策決定並びに市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）の事務について監視及び評価を行うこと。
- （3） 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案、政策提言等の強化に努め、市政及び議会活動に反映させること。
- （4） 市民に分かりやすい視点、方法等で議会運営を行うこと。

《解説》

議会が議決機関としての役割を十分に認識し、その責務を果たすための活動原則を定めています。

議会は、公正で透明性のある議会、効率的で市民にわかりやすい議会運営の実現に向けて、議長交際費の使途の公表を初め、予算・決算審査のあり方の見直し（分野別審査等）や開議時間の変更、議会審議におけるタブレット機器の活用など、議会運営の見直しを検討していきます。

《用語解説》

※6 執行機関

執行機関とは、地方公共団体の事務を管理、執行する機関で、市長や行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、監査委員など）を言います。

(委員会)

- 第4条 委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。
- 2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。
- 3 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ、関心の高い事案について、必要があると認めるときは、当該地域において委員会を開催することができる。
- 4 議会に、議会運営委員会及び次に掲げる常任委員会を設置する。
- (1) 総務常任委員会
- (2) 福祉教育常任委員会
- (3) 経済建設常任委員会
- 5 特別委員会は、必要に応じて議会の議決により設置する。
- 6 前2項の規定に基づく委員会の運営等については、宜野湾市議会委員会条例(昭和47年宜野湾市条例第51号)で定める。

《解説》

委員会は、本会議から付託された議案等の審査を初め、その所管する事務や市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行うとともに、委員間における討議を通して、市長の事務執行に対する監視や政策提言等を積極的に行うことを定めています。

(議員の活動原則)

- 第5条 議員は、議会を構成する一員として、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。
- (1) 議会が言論の府であり、合議制の機関であることを認識し、議員間相互の自由な論議を重んじること。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、積極的な調査研究活動を通じて市民全体の福祉の向上に努めること。
- (3) 継続的な活動及び研鑽を通じて自己の資質向上に努めること。

《解説》

議員が、一部の地域や団体の代表にとどまらず、市民全体の奉仕者かつ代表者であることを自覚し、その役割と責務を果たすための活動原則を定めています。

《用語解説》

※7 言論の府

言論とは言葉や文章によって、自分の考えや意見を発表することを言い、議会は言論によって様々な問題や課題等が議論され、結論を出していくことなどから、言論の府と言われていています。

(会派)

第6条 議員は、議会活動を行うに当たり、政策を中心とした同一の理念を有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。

2 会派は、議会運営及び政策立案等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

《解説》

議員は、議会活動を行うに当たり2人以上で会派の結成ができることを定めています。また、会派は議会運営や政策立案・提言等を円滑に行う趣旨から、会派間で調整を行い合意形成に努めることとしています。

第3章 市民と議会の関係

(会議の公開と市民参画機会の確保)

第7条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則として公開するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を議会活動に反映することができるよう、市民が議会活動に参画する機会の確保を図るものとする。

《解説》

議会は、市民に開かれた議会の実現に向け、本会議のほか、^{※8}常任委員会、^{※9}特別委員会、^{※10}議会運営委員会、^{※11}全員協議会、^{※12}各派代表者会議など、すべての会議を原則公開とすることを定めています(ただし、傍聴規則に反する場合や会議室の収容人数の関係で制限する場合があります)。

また、市民との意見交換会の開催や議案及び陳情審査における^{※13}参考人制度の活用など、市民の議会活動への参画機会の確保を図ることとしています。

《用語解説》

※8 常任委員会

本会議から付託された議案の審査や、市の事務に関する調査などを行う委員会のことを言います。現在、宜野湾市議会には下記の3つの常任委員会があります。

常任委員会名	定数	所管事項
総務常任委員会	10人	総務部、企画部、基地政策部、消防本部、会計課、選挙管理委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の委員会の所管に属しない事項
福祉教育常任委員会	8人	福祉推進部、健康推進部及び教育委員会の所管に属する事項
経済建設常任委員会	8人	市民経済部、建設部及び水道局の所管に属する事項

※9 特別委員会

特定の問題の調査・審査を行うために必要に応じて設置される委員会のことを言います。現在、宜野湾市議会には、基地から派生する諸問題の調査及び審査を行う「基地関係特別委員会（10人）」や議会改革に必要な事項についての調査検討を行う「議会改革に関する調査特別委員会（10人）」の2つの特別委員会があります。

※10 議会運営委員会

議会の運営方法についての調査、協議などを行う委員会（10人）のことを言います。

※11 全員協議会

市政に関する重要な事件や議会内部の処理事項について、報告や協議を行う議員全員（26人）による協議会のことを言います。

※12 各派代表者会議

議会全般の諸問題について、各会派間の意見調整等を行うための議長及び各会派の代表者による会議（6人）のことを言います。

※13 参考人制度

市の事務に関する調査又は審査のため必要がある場合に、その利害関係者や学識経験者等の出頭を求め、本会議又は委員会において意見を聴取する制度を言います。（地方自治法第115条の2第2項）

(説明責任)

第8条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議会としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議案に対する議員の賛否を公表するものとする。

《解説》

議会は、市の意思決定を行う議決の責任を十分に認識し、その決定については市民に対して説明する責務を有することなどを定めています。

議会は、広報紙（議会だより）やホームページ、市民との意見交換会の場を通して、市民に対して議決結果を報告するとともに議員個々の賛否についても公表いたします。

(議会報告及び市民との意見交換会)

第9条 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、市政全般に関する課題等について意見交換を行うため、市民との意見交換会を少なくとも年1回は開催するものとする。

2 前項の市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

《解説》

議会は、市民との意見交換会を通して、市民に対し議決結果の説明責任を果たすため、議会で行われた議案の審議経過やその結果を報告するとともに、市民の声を政策に反映させるために意見の把握に努めることを定めています。

(請願及び陳情)

第10条 議会は、^{※14}請願又は^{※15}陳情を市民等による政策提案と位置づけ、その審議等において、請願者又は陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。

2 議会は、請願者又は陳情者に対し、審議結果等の情報提供を図るものとする。

《解説》

議会は、請願及び陳情を市民による政策提案として位置付け、その審査においては参考人制度（地方自治法第115条の2第2項）等を活用し、請願者及び陳情者の意見を聴く機会を設けるよう努めるとともに、請願者及び陳情者に対しては、審議結果等の情報の提供を行うことを定めています。

《用語解説》

※14 請願

請願とは、地域の身近な問題や市政に関すること等について、意見や要望などを市議会に提案できる制度（日本国憲法第16条）のことを言います。地方自治法の規定により、請願を提出するにあたっては議員の紹介が必要となります。

※15 陳情

陳情とは、地域の身近な問題や市政に関すること等について、意見や要望などを市議会に提案できる制度のことを言います。実質的には「請願」と同じですが、請願と異なり法律上の根拠がなく議員の紹介も必要となりません。

（広報広聴の充実）

第11条 議会は、市政及び議会に関する情報を市民に提供するとともに、市民の意見、要望等に係る内容及び対応について積極的に公表するものとする。

2 議会は、多様な広報手段を活用して、多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実を図るものとする。

《解説》

第8条「説明責任」と連動し、多様な広報手段を活用して、市民へ積極的に市政・議会情報等を提供するよう定めています。

議会は、より多くの市民が議会を視聴できる環境を整備するため、平成27年12月定例会よりケーブルテレビ（OCN）による議会中継を行っており、今後もさらなる広報広聴の充実に向けて、議員で構成する広報広聴委員会を設置し、市民との意見交換会の開催や議会審議のインターネット中継（ライブ・録画）、広報紙（議会だより）の充実などに取り組みます。

第4章 議会と市長等との関係

（市長等との関係）

第12条 議会は、二元代表制のもと、市長等と対等で緊張感のある関係を保持し、多様な観点から事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案、政策提言等を通じて、市長等とともに、市政の発展に努めなければならない。

《解説》

議会は、日本国憲法に基づく二元代表制の趣旨を踏まえ、市長等の事務執行を監視する役割をもった機関であることを常に認識し、対等で緊張感のある関係を保持しながら、議決機関としての役割を果たしていくことを定めています。

(政策等の監視及び評価)

第13条 議会は、市長等が提案する重要な政策、計画、施策、事業等（以下「政策等」という。）の審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長等に対し、次に掲げる事項に関し必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景、目的及び効果
- (2) ^{※16}総合計画との整合性
- (3) 関係法令及び条例等
- (4) 財源措置及び将来にわたる費用

2 議会は、前項の政策等を審議するに当たっては、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価の視点も踏まえるよう努めるものとする。

《解説》

議会は、市長等の提案した政策等の審議に当たって、その論点を明確にして十分な審議が行えるよう（1）から（4）の情報を明らかにするよう市長等に対し求めるとともに、審議を行うに当たっての議会の姿勢について定めています。

《用語解説》

※16 総合計画

市町村における「まちづくりの最も基本となる計画」とも言えるもので、その地域における行財政運営の長期的な指針、市政運営の基本となる計画のことを言います。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第14条 議会は、市長が提出する予算案及び決算の審議に当たっては、市長に対し、前条第1項の規定に準じて、施策別又は事業別の分かりやすい政策説明資料を作成するよう求めるものとする。

《解説》

議会は、重要な審議事項である予算及び決算について、その審議を深めるために、前条の規定に基づき、市長に対して、分かりやすい説明資料の提出を求めることを定めています。

(議決事件の追加)

第 15 条 議会は、議決機関としての機能強化のため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定により、特に重要な計画等については議決事件^{※17}として追加を検討するものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例（平成 28 年宜野湾市条例第 6 号）第 2 条で定める。

〈解説〉

地方自治法第 96 条第 2 項に基づき、議会として特に重要と判断する計画等については議決事件への追加を検討することを定めており、本市議会においては、宜野湾市議会の議決すべき事件に関する条例第 2 条において「総合計画基本構想」及び「基本計画」が議決事件として追加されています。

〈用語解説〉

※17 議決事件（議決事件の追加）

議会の議決の対象となる事項は、地方自治法第 96 条に定められており、第 1 項で「条例を設け又は改廃すること」「予算を定めること」「決算を認定すること」など、15 項目が定められています。

第 2 項において、それら 15 項目以外で、市の条例で定めることにより議決事件を追加することができることと定められています。

(一問一答方式及び反問権^{※18})

第 16 条 議会の会議における質疑及び質問は、市政上の論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うものとする。

2 議長から本会議に出席を要請された市長その他の者は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

〈解説〉

本会議における質疑や一般質問は、その論点や争点を明確にするために一問一答方式で行うとともに、議長から本会議への出席を要請された市長や職員等は、市民に分かりやすい議論とするために、議員の質問に対し反問することができることを定めております。

〈用語解説〉

※18 反問権

本会議において、市長や部長等が議員の質問に対し答弁を行うに当たり、質問の内容が不明確である場合など、その議員に対して質問の趣旨や根拠等を反問する権限のことを言います。本市議会における反問には、議員の考え方を問い返したり、対案の提示を求めるような反論は含まれておりません。

第5章 議員間討議による合意形成

(議員間の討議による合意形成)

第17条 議会は、言論の府であることを認識し、議員相互間の自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において、議案等を審議し結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間において議論を尽くすよう努めるものとする。

〈解説〉

議会は、市民に対しての議決結果の説明責任を果たすため、その審議においては議員同士で論点及び問題点を明らかにしていくための自由な討議を行い、合意形成に向けて議論を尽くすことを定めています。

(政策討議)

第18条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、認識の共有及び合意形成を図り、もって政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討議の場を設けるものとする。

〈解説〉

議会は、市政の重要な政策や課題について、議員間で認識の共有や合意形成を図り、もって市長への政策提言等を推進するために、議員間で政策討議を行う場を設けることを定めています。

議会は、議員で構成する^{※19}政策討論会を設置し、議員間における政策討議に努め、市民の多様な意見を政策に反映させるよう取り組んでまいります。

〈用語解説〉

※19 政策討論会

市政に関する重要な政策や課題に対して、議員間での認識の共有や合意形成を図り、もって政策提案や政策提言を行っていくために、議員相互間で討議を行うための会議のことを言います。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(調査研究機関の設置)

第19条 議会は、市政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、議決により、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。

〈解説〉

地方自治法第100条の2では、議案の審査や当該地方公共団体の事務の調査のために専門的知見の活用が必要となった場合に、学識経験者等にその調査を行わせることができるとされています。

同条では、議会が、本会議及び委員会における議案審査や市長等が行う事務に関して調査が必要と判断したときには、その調査を行わせるために学識経験者等で構成する調査研究機関の設置ができること、また、必要がある場合にはその調査研究機関に議員を加えることができることを定めています。

(議員研修)

第20条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、議員研修を実施する。

2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催することができる。

〈解説〉

議会は、政策提言・政策立案の能力向上のために、議員研修を充実強化することを定めています。

(議会事務局)

第 21 条 議会は、議会の政策立案能力の向上及び監視・評価機能の強化を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化並びに組織体制の整備に努めなければならない。

2 議長は、議会事務局の職員人事に関し、その任免権を行使するものとする。この場合において、市長は、議会事務局の職員人事に関して、あらかじめ議長と協議するものとする。

《解説》

議会がその機能を十分に発揮するためには、議会の構成員である議員をサポートする議会事務局の体制整備や機能強化が必要とされることから、その体制強化に努めることを定めています。

また、議会として政策立案や政策提言等のさらなる充実が求められていることを踏まえ、政策、法務、財務などの専門知識を有する職員の配置など、議長は、議会事務局の職員人事に当たっては事前に市長と協議することを定めています。

(議会図書室)

第 22 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室を適正に管理運営するとともに、図書及び資料等の充実に努めるものとする。

《解説》

議会図書室は、議員の調査研究に資するため、地方自治法第 100 条第 19 項で設置が義務付けられており、政府及び都道府県から送付された官報、公報及び刊行物を保管する場所でもあります。

同条では、より効果的に議員の調査研究活動を支援するため、議会図書室を適正に管理し、図書や資料等の充実に努めることを定めています。

(予算の確保)

第 23 条 議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ、政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする。

《解説》

議会は、二元代表制の趣旨に基づき、市長等の事務執行の監視や政策提言等の役割を果たしていくため、市長に対しその必要な予算の確保を求めていくことを定めています。

第7章 議員の政治倫理等

(議員の政治倫理)

第24条 議員は、市民全体の代表者として高い倫理性が求められていることを常に自覚し、良心及び責任感を持って議員の品位を保持し、識見を養わなければならない。

《解説》

議員は、選挙で選ばれた市民全体の代表者として、良心と責任感を持って、品位の保持や識見の養成に努めることを定めています。

(議員定数)

第25条 議員定数は、宜野湾市議会議員定数条例（平成14年宜野湾市条例第38号）で定める。

2 議員定数の基準は、市の人口、面積、財政力及び類似する他市の議員定数と比較検討するとともに、市政の現状と課題及び将来の予測と展望を十分考慮し、決定するものとする。

《解説》

議会の議員定数は、地方自治法第91条第1項により市の条例で定めることとされており、本市議会は「宜野湾市議会議員定数条例」において「26人」と定められています。

同条では、議員定数を決定する際に考慮すべき事項について定めています。

^{※20}(議員報酬)

第26条 議員報酬は、宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年宜野湾市条例第55号）で定める。

2 議員報酬は、^{※21}宜野湾市特別職報酬等審議会の意見のほか、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。

《解説》

議員報酬の額は、地方自治法第203条第4項により市の条例で定めることとされており、議員報酬額や支給方法等については「宜野湾市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において定められています。

同条では、議員報酬を決定する際に考慮すべき事項について定めています。

《用語解説》

※20 議員報酬

議員報酬とは地方自治法に基づき、議会や委員会への出席など議員活動への対価として、議員の職務遂行に対して支給される報酬のことを言います。

※21 特別職報酬等審議会

議員報酬や政務活動費の額及び市長・副市長の給料の額などについて、市長の諮問に応じてその審議・調査を行い、意見を答申する市長の附属機関のことを言います。

(政務活動費)

第 27 条 会派及び議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう市政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

2 会派及び議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、市民に対して使途の説明責任を果たすために、収支報告書を公表するものとする。

3 前 2 項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、宜野湾市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年宜野湾市条例第 1 号）で定める。

《解説》

政務活動費とは、地方自治法第 100 条第 14 項に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するための必要な経費の一部として会派又は議員に交付される費用のことを言います。

同条では、議会が議員の政務活動費について、市政に関する調査や政策提言等のために有効に活用するとともに、適正な執行を図り、その使途についても市民への説明責任を果たすため、収支報告書を公表することを定めています。

政務活動費の交付額や充当経費の範囲などについては「宜野湾市政務活動費の交付に関する条例」で定められています。

第8章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第28条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する条例、規則等の制定を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図るものとする。

2 議会は、議員にこの条例の理念と趣旨を浸透させるため、改選後においては速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

〈解説〉

議会は、この条例が本市議会における最高規範であることを認識し、議会に関する条例等はこの条例の趣旨に反することがないように整合を図っていくとともに、改選後においては、議員に対し本条例の理念と趣旨を浸透させるため、議員研修を行うことを定めています。改選後の議員研修については、議会改革に関する調査特別委員会が主体となって行います。

(見直し手続)

第29条 議会は、この条例の目的が達成されているかどうかを必要に応じて検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、この条例及び議会に関する条例、規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講ずるものとする。

〈解説〉

条例制定後も、その目的が達成されているかどうか必要に応じて検証し、条例・規則等を改正する必要がある場合は、適切な措置を講じていくことを定めています。

本条例の検証等については、議会改革に関する調査特別委員会が主体となって行います。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。ただし、第4条第4項及び第5項の規定は、平成30年9月28日から施行する。